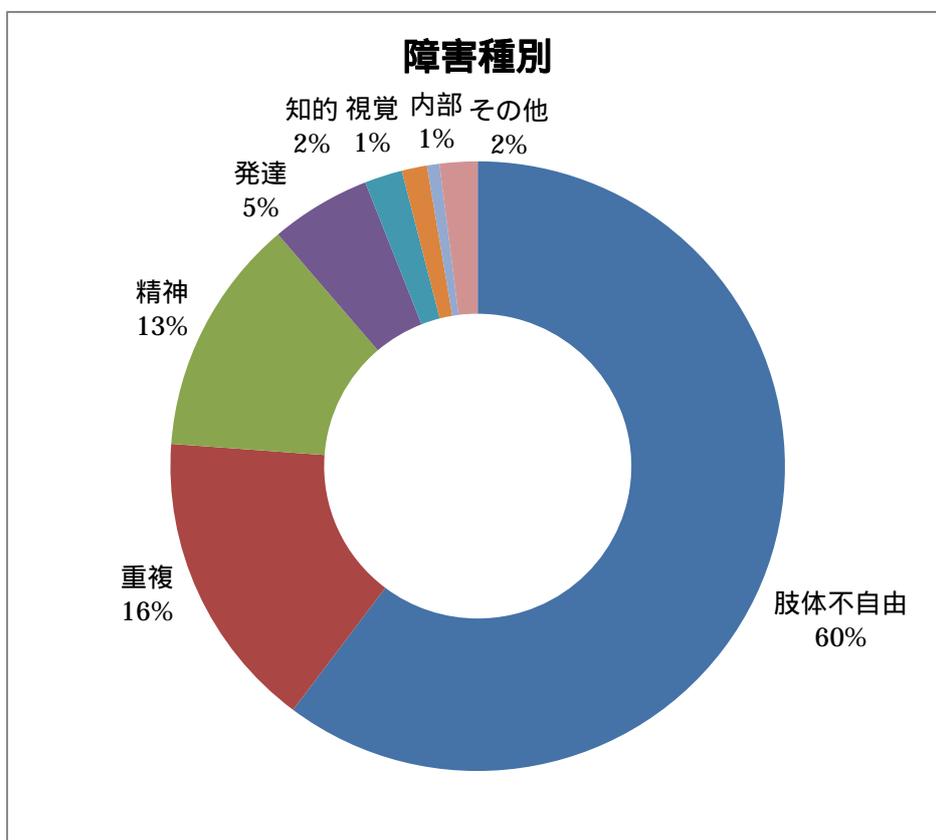
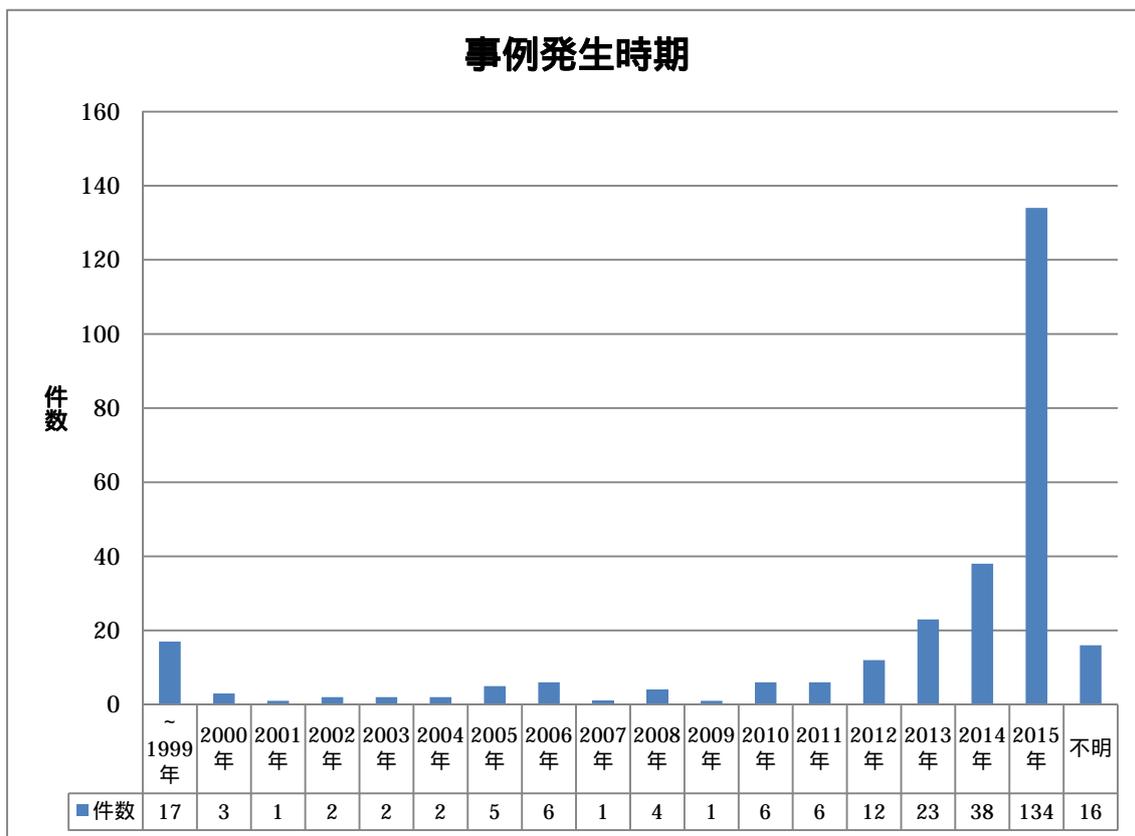
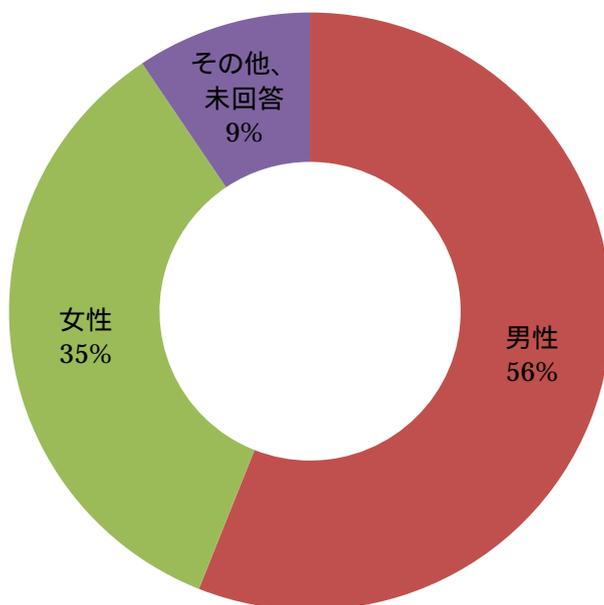


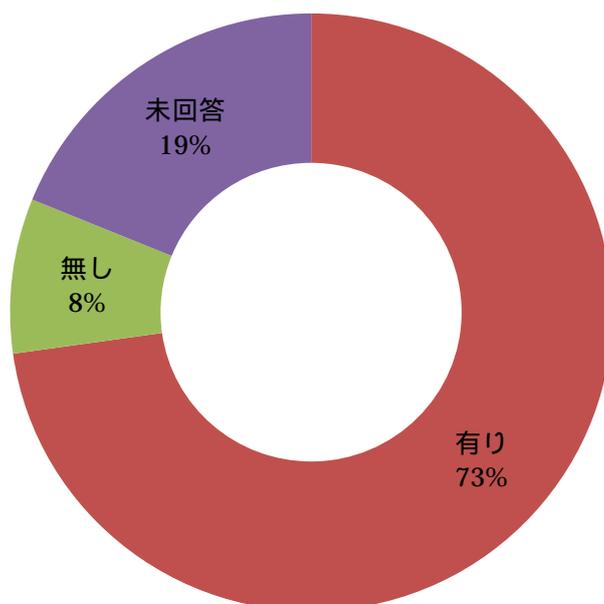
- 1．直接差別・・・機能障害そのものを理由に区別、排除、制限されること
- 2．間接差別・・・中立的な基準や規則を障害者に一方的に当てはめることで、結果的に障害者が不利になること
- 3．関連差別・・・機能障害に関連するものを理由に、区別、排除、制限されること
- 4．合理的配慮の欠如・・・障害者が障害のない人と同等の活動ができるようにする為の人的、物的配慮や調整をしないこと
- 5．法律には該当しないが差別・・・差別解消法や雇用促進法では扱われないが、障害を理由とする差別的行為だと考えられること
- 6．施策で行うべき事例・・・啓発などで改善が必要だと思われる事例
- 7．ハラスメント・・・侮蔑や嫌がらせなど
- 8．虐待・・・著しく尊厳を傷つける行為。身体・心理・性的虐待、放置、経済的搾取
- 9．好事例・・・合理的配慮の好事例
- 10．対応事例・・・改善の余地はあるが、合理的配慮を行っている事例
- 11．不明・・・詳細がわからなかったもの
- 12．非該当

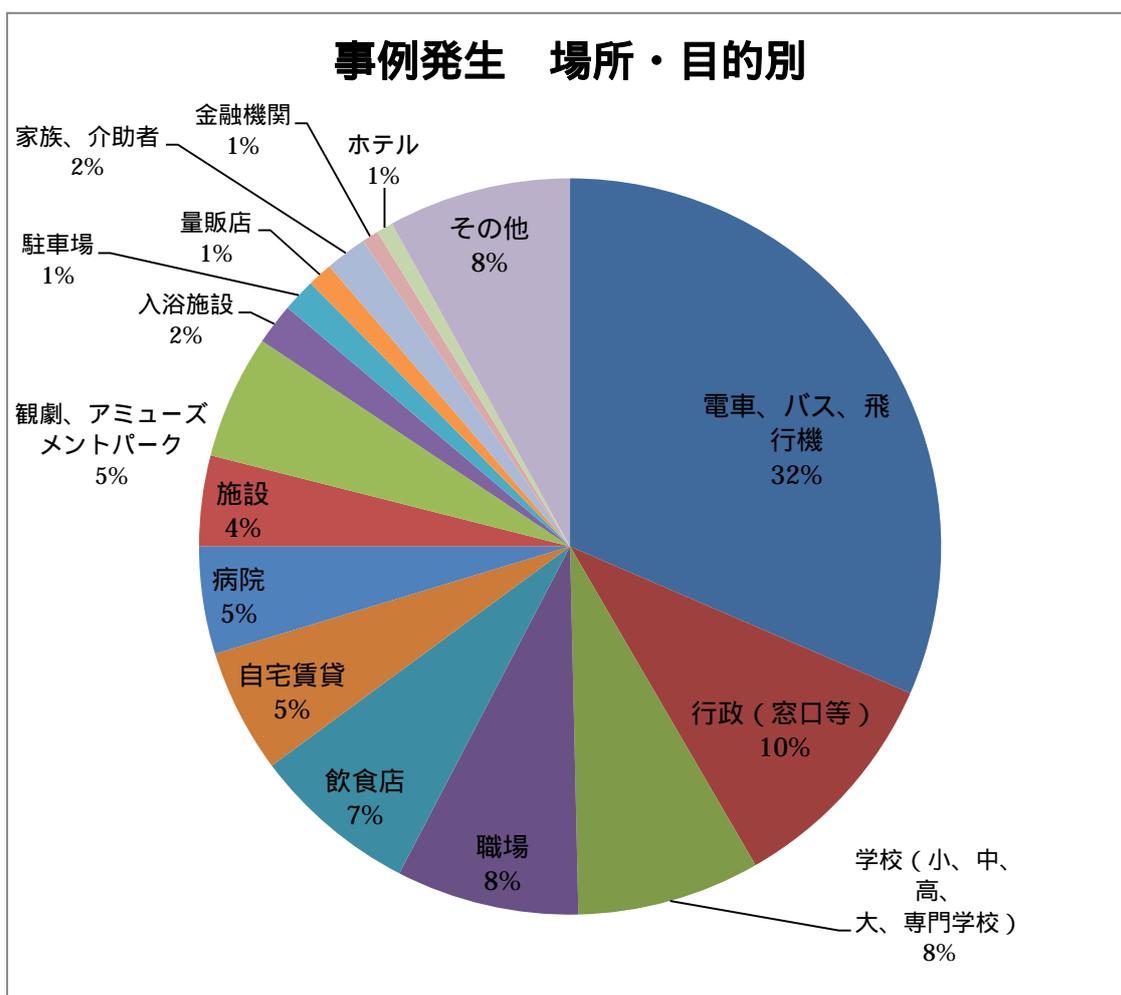


性別



障害者手帳の有無





	電車、バス、飛行機	行政(窓口等)	学校(小、中、高、大、専門学校)	職場	飲食店	観劇、アミューズメントパーク	自宅賃貸	病院	施設	家族、介助者	入浴施設	駐車場	量販店	金融機関	ホテル	その他
件数	87	28	22	22	20	15	15	13	11	5	5	4	3	2	2	22
比率	32%	10%	8%	8%	7%	5%	5%	5%	4%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	8%



差別、合理的配慮の不提供、ハラスメント、虐待等の事例

電車

2010 年 肢体障害

電車に乗り込む際、必ずといえるほど女性専用車両にさせられる。自分は男だから、女性専用車両にさせられるのが恥ずかしくていやだ。

はじめの頃はしぶしぶ乗車していたが、一度駅員に抗議をした。しかし、「ラッシュ時等、通常車両だと混雑するので女性専用車両の方がスペースがあって乗りやすいから」と言われてしまった。・・・国土交通省、直接差別（普通車両と、女性専用車両、両方選択できる場合に強要された場合。そうではない場合、差別には当たらない可能性）

2011 年 肢体障害、知的障害

電車に乗る際、エレベーターがなく、隣の駅から駅員さんが来るのを待たされた。（改札に行けず、ホームまではエレベーター有）団体で交渉しているが、まだ変わらない。

・・・国土交通省、合理的配慮の欠如の可能性（過重な負担についての考察事例）

2015 年 肢体障害、言語障害

終電で帰ろうとした時に、スロープをお願いしたら、「終電で帰るなよ」と言われた。自分と介助者に聞こえる程度の声だった。抗議したら、駅員が黙ってしまった。

・・・国土交通省、施策で行うべき事例（啓発）

バス

2014 年 肢体障害

最終バスを先頭で待っていた時、バス停より 3~4メートル車道寄りに停車をし、運転手に向かって「乗ります！」と大声で言ったら運転手が降りてこなかった。介助者が運転手に「乗ります」といったら運転手が降りてきて、「2ステップだから無理です」と言われ、それでも強く言ったら乗せてくれたが、運転が荒々しかった。バス営業所に連絡をして今後の改善点を話し合った。中国運輸局にも通達した。・・・国土交通省、非該当（乗車できた為。もし乗車出来なかった場合は、乗車拒否となり、差別事例に当たる）

タクシー

2015 年 肢体障害

雨の時タクシーを利用したら、運転手に「雨の日には普通のタクシーではなく福祉タクシーを利用してほしい」と言われた。初めてのタクシー会社なので抗議等はしていない。

・・・国土交通省、施策で行うべき事例（啓発）

大学

2015 年

サークルの泊まり合宿に参加しないでほしいと言われた。トイレの介助が出来ないので、母親が付き添いして参加し泊まらずに帰宅した。

・・・私立なら文部科学省、国立なら独立行政法人、法律には該当しないが差別（サークル活動自体は私的な活動なので、法の対象外となるが、条件をつけるという点で、差別に当たる）

中学校

2015 年 聴覚障害

中学校入学の際に、聴覚障害を持つ息子に対して、小学校から介助員をつけていたので付けてほしいと、中学校にお願いをした。しかし、中学校では自立して下さいと言われた。聞こえにくい所のカバーで介助（ノートテイクなどの情報保障）をしてもらいたいと話をしたが聞いてもらえなかった。小学校からも市教育委員会にお願いしてもらったが、市教育委員会の方が息子を見学し、その後、今年は無理ですと学校の主任から言われた。理由の説明はなかった。今も苦しんでいる。

・・・文部科学省、教育委員会、合理的配慮や過重な負担について検討すべき課題

小学校

2015 年 肢体不自由

学校のエレベーターが点検で使えないため、特別教室へ移動出来ず、一人だけ教室で自習となった。

・・・文部科学省、合理的配慮の不提供の可能性

市内各所に設置された防災無線のスピーカー

2015 年 聴覚障害

時々スピーカーから「本日 時 歳の女性が行方不明になりました。服は 色見かけた方は…」と情報が流れます。耳の聞こえない聴覚障害者はこの情報を得る事は出来ません。市は防災無線スピーカーの設置のみなのは解せません。人の命に係る問題です。

・・・自治体、合理的配慮の不提供

自宅賃貸

2015 年 肢体不自由

物件を借りにいった時に、室内での車椅子使用を拒否された。未だに物件を見つけられていない。

・・・国土交通省、直接差別、関連差別（正当な理由の検討事例）

不動産の賃貸

2015 年 肢体不自由

入居希望の物件があり、写真で確認したところ、エントランスに数センチの段差があった。大家さんへ自分で用意したスロープを置かせてほしいと尋ねたら、「他の入居者の邪魔になるから」と断られた。取り外し可能で幅も取らないものを用意しようとしたが、「部屋の中や玄関の中なら良いが、共有部分には絶対に置かないで」と言われ、入居を諦めた。

・・・[国土交通省](#)、[合理的配慮の欠如](#)、[施策で行うべき事例（啓発）](#)

2014 年 精神障害

契約の段階にまで至っていた物件が、統合失調症であることを理由に、「暴れたり騒ぐから」と言われ、契約破棄された。仲介業者が病名を相手に告げていた。他の物件を探しているときも、「この物件は無理、ダメ」と言われ、あまり紹介してもらえなかった。「障害者に理解のある業者」を紹介してもらったが、納得できていない。私は暴れたり騒いだりもありません。格段に居住のレベルが低い物件しか紹介してもらっていない。

・・・[国土交通省](#)、[直接差別](#)

ショッピング中に通りがかりの人

2015 年 障害不明

ショッピングをしている際、小学校低学年くらいの子どもさんが利用者を長々と見ていました。その子どもさんの母親が「見ちゃダメだよ」「可哀想な人なんだから」と言い聞かせ子どもを手を引いていく行動。

・・・[施策で行うべき事例（啓発）](#)

飲食店

2015 年 肢体不自由

お店に入ろうとしたら「車いすの人は全員断っている」と言われた。店内は誰もおらず、狭いけれどカウンター席なら十分は入れるスペースがあった。理由は車いすの人でもサイズの入れないこともあるため、全ての車いすユーザーを断っているとのこと。結果的に入ることはできたが、お客が増えてきたら席を譲って下さいと言われた。理由があまりにも理不尽なため、サイズの入れなければどうしようもないですよね？でも、入れるのに断るのはおかしいですよね？入れるか入れないかですよね？などと抗議をしたところ入ることができた。

・・・[厚労省](#)、[農水省](#)、[直接差別](#)、[関連差別](#)

入浴施設

2015 年 視覚障害者

団体で利用したいと問い合わせた際に、盲導犬の存在を伝えたところ、「動物は入館不可」と言われた。「ペットではなく補助犬である」「風呂場まではいかないし、敷物等を持参する」などの説明もしたが、態度は変わらなかった。「一般の人が迷惑する」とまで言われた。これから、ハーネスの会や視覚障害者協議会などに相談するところである。

・・・厚生労働省、関連差別

保険加入

2015 年 精神障害

自宅に都民共済の案内が来たので、夫婦で加入しようとして電話をした。電話口で「申告の必要な要件で、持病等がありますか」と聞かれ、「精神科に通院し、服薬もしています」と言ったところ、「申し訳ありませんがお客様はご加入いただけません」との返答だった。抗議し、「どうしてですか、私たちも市民ですよ」と言ったが、「そういう決まりなので」の一点張りだった。結局都民共済には入れなかった。

・・・金融庁、直接差別

家族

2013 年 障害不明

重度の障害を持つ(2子)の兄弟を自宅敷地内の別棟に一室を設けて衣食身の回り一切を父が世話していた。2人の子どもは外出を許されず一室に閉じ込められた(いわゆる監禁状態)だった子どもは運動を出来ないため肥満状態の体で動作も困難となった。初冬の或る日、父が庭で倒れ死亡。子どもの通報で消防が駆けつけ対応した。一人の子どもは肥満のため部屋から搬出が出来ずに部屋の一部を壊して外に出し、その後障害者の施設に入所させた。(民生委員談)

・・・厚生労働省、虐待

その他

2014 年 肢体障害、言語障害

利用者さん(脳性まひ、言語障害あり)が引越した時に前の家で使っていたインターネット回線を続けて利用したいと電話でヘルパーである私が本人に代わり伝えたところ、本人でないと言われて受け付けませんと言われた。横に本人がいて補助的にヘルパーである私が支援しているだけだと言っても受け付けられなかった。抗議したが結局、窓口に利用者さんが直接行き契約した。・・・総務省、合理的配慮の欠如(可能性)

好事例**美容院 TAYA 立川グランデュオ店**

2015 年 肢体不自由

車椅子に乗ったままでヘアカットとパーマをしたいと伝えたところ、椅子を片づけて車椅子が入れるスペースを作ってくれた。また、雑誌を読みやすいように膝にクッションを置いてくれたり、雑誌を取りやすい場所に移動式の小さな台を用意してくれた。シャンプー台を使う際は席から一番近く、広めの場所を空けてくれ、スタッフの方は移乗時につかまる場所が動かないようにおさえてくれていた。

津志田郵便局

2015 年 肢体不自由

香典を郵便で送るため現金書留封筒を買いにひとりで行った時、窓口の方が、字を書いた下さり、封筒に香典を入れて、封をしてくれた。印鑑も押してくれた。ひとつひとつ確認しながら丁寧に、手伝ってくれ、助かった。

物件の内覧時 野地トータルハウジング

2014 年 肢体不自由

家の売却と購入の際にお世話になった祐天寺にある不動産屋ですが、打ち合わせの際は「わざわざ事務所にきてもらうのは大変でしょう」ということで、毎回担当の方が自宅まで来てくれた。自宅から事務所までは電車を乗り継がないと行けない場所だったので、体力の少ない僕としてはとても助かった。また、物件探しで内覧に行く際も自宅まで車で迎えに来てくれ、車イスの積み込みも進んでしてくれた。内覧が終わった後は自宅まで送ってくれ、物件回りでヘトヘトにならずに済んだ。

大阪市営地下鉄文の里駅の駅員

2015 年 肢体不自由

電動車いすで市営地下鉄を利用し生活介護に通っている。住吉区の御堂筋線の我孫子駅から乗車、昭和町駅でいったん下車、文の里駅まで歩き、谷町線に乗り換え、1 駅先の田辺駅で下車するルートで通っているが、今年の 6 月半ばの朝、文の里駅の改札で田辺駅までと告げてエレベーターでホームまで降りた。途中、エレベーターの中で列車の入ってくる音が聞こえ、エレベーターのドアのガラス窓からは下車する乗客の姿が見えた。「しゃぁないなァ、次やな」と思いつつエレベーターのドアの開くのを待った。ホーム階に着く少し前にエレベーターの窓から駅員の姿が見え、ドアが開いたときにはその駅員が列車の乗降口に渡し板を掛けてエレベーターから降りてくる私を待っていてくれた。そして、特にせかずわけでもなく「気をつけて…。いっしょに行きますね」と私の後から渡し板を手に持ち

乗り込んできた。田辺駅に着くまでの間にその駅員の携帯がなり「一緒に乗ったから……。迎えは良いよ」というおそらく田辺駅の駅員との会話が聞こえて来た。やがて、列車は田辺駅に着き駅員が渡し板を置いてくれ「ありがとうございました。お気をつけて」と挨拶をくれ、向かい側のホームに入っていた列車に渡し板を持って乗り込み文の里駅に戻っていった。この間、10分もあったかどうかの時間だがとても気持ちよい時間だった。普段、「連絡がつかない。待ってくれ」とたった3~4駅乗るのに30分も待たされるのが当たり前のようにになっているJRの対応とのあまりにも違いに、嬉しさと「なぜこんなに違うん？」という気持ちが入り混じる時間だった。ソフト面での合理的配慮の好事例だと思う。